

精米工場等視察時のヒアリング概要

第18回食品表示部会 資料1-1より 抜粋
(平成24年6月25日開催)

精米工場等視察での意見及び事実確認等②

論点2 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について

Q1 農産物検査法以外の検査証明は可能か？

→ 農産物検査の証明は、取引規格の証明として定着している。精米工場の現場では、担当者が原料玄米袋1袋1袋に個々に付される農産物検査法の証明で、品種、産年をチェックしている状況。農産物検査法以外の証明が可能かどうかは、現場でどのような方法なら対応できるのか、想定できない。(工場)

Q2 未検査米の取り扱いはあるか？

→ 未検査米の場合には、原料受け入れ時に再度工場側で検査し、品質を確認しなければならない。検査の手間と表示を担保できない理由から、未検査米はほとんど取り扱わない。(工場)

→ 精米小売店では、農家と直接契約することにより、未検査米も取り扱っている。この場合、品種、産年は証明できない。(精米店)

Q3 DNA検査は取り入れているか？

→ 全量ではないが、DNA検査を銘柄の確認のために抜き取り検査を行っている。コスト・時間がかかることが問題である。いままで、DNA検査の結果で問題はなかった。(工場)

関係者からのヒアリング概要

ヒアリング対象

卸売団体	3団体
小売団体	2団体
検査機関	1団体
精米工場団体	1団体
精米工場	2工場
精米店	10店

第18回食品表示部会 資料1-2より 抜粋
(平成24年6月25日開催)

論点2 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示 について

- 農産物検査法の証明を受けたものしか購入していない。農産物検査法以外の証明については、現場でどのような方法なら対応できるのか、想定できない。(卸売団体・精米工場団体)
- 米は、全国で多種類の品種が栽培されている。農産物検査法以外に、表示を担保する新たな制度を導入するには、相当の時間がかかるのではないか。(卸売団体・検査機関)
- 玄米の入手先は卸しとの契約が基本であるが、農協や生産者との契約もある。農産物検査法の証明書がないものについては、表示ができない。(精米店)
- 農産物検査法の証明書の記録は確認し、保管している。(精米店)
- 製品について、DNA検査はしたことがない。(精米店)
- DNA検査が簡単にできる簡易キットを開発中であるが、農産物検査法以外ではコストがかかるため、消費者にコスト分を負担してもらうことになる。(検査機関)
- 新たに制度を導入するに当たり、情報の信頼性を確保するために慎重に検討する必要があるのではないか。(卸売団体)

各論点の今後の考え方

第18回食品表示部会 資料1-3より 抜粋
(平成24年6月25日開催)

論点2 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について①

(経緯)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)抜粋

○規制改革事項

米の農産物検査法(年産や品種の表示)のあり方について<一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>

○対処方針

米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聞きつつ、検討を行い、結論を得る。

(前回提示した論点)

1. 米トレーサビリティ法では、産地情報の伝達を義務としているが、品種・産年については義務としていない。
2. このため、産地・品種・産年に関する情報伝達については、JAS法の表示基準の中で検討すべきであると考える。
3. 現行の原料玄米の品種・産年の根拠としている農産物検査の証明は、取引当事者間の申告ではなく、第三者機関が実施している証明である。これに代わる第三者機関が実施する証明については、現状見当たらないという意見がある。
4. このことから、品種・産年を表示するに当たっては、情報の信頼を確保することが重要であるが、他にどのような方法があり得るのか、具体的に検討していく必要がある。

論点2 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について②

(今後の方向性)

1. 品種・産年の表示を証明するには、
 - ① 生産履歴(種苗管理、栽培管理など)
 - ② 流通・取引時の記録(伝票など)
 - ③ 生産・流通の各段階での現物確認(分別管理が条件)等のチェックが必要となり、チェック方法としては、
 - ・ 第三者のチェックを伴う認証
 - ・ 科学的分析等による証明等の手法が想定される。

2. 1を踏まえた上で、農産物検査法以外の方法を取り入れる場合、以下の課題がある。
 - ① 農産物検査の証明は、第三者機関の客観的証明として、全国の生産・流通の各段階で一定の基準として受け入れられている。これに代わる第三者がチェックする制度の証明については、情報信頼性を確保できる制度設計を検討する必要がある。また、事業者を受け入れられる制度内容であることが必要である。
 - ② 米は、全国で数百種類の品種が栽培されている。生産履歴をチェックする手法として、地域で現在定着している農産物検査法以外に、表示を担保できる新たな制度を導入するには、時間とコストを要することが想定される。

論点2 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について②

(今後の方向性)続き

- ③ 科学的分析手法(DNA検査など)の証明をもって、品種(産年は無理)の表示を可能とすることはすでに議論に上がっているが、現在、DNA分析が可能な品種は限定されることや検査コストが高く、ロットの証明、検査実施機関等をどう定めていくのか等の問題もある。また、現場で日常的に実施する検査手法としては現実的かどうかとの指摘もある。
3. 以上から、新たに第三者のチェックを伴う制度を設けるとした場合
- ① どういう仕組みであれば実行可能性の高い制度となるか
 - ② 既存の制度の改正等により実行可能性の高い制度が可能かを幅広く検討し、検証する必要がある。